

04年10月04日■（参考資料）警察庁拉致担当課長会議で警備局長が訓示

平成16年10月4日

全国拉致容疑事案捜査担当課長会議

警備局長訓示

本日、北朝鮮による拉致容疑事案捜査担当課長会議を開催するに当たり、所信の一端を申し述べます。

我が国の外事警察は、昭和52年9月、石川県で発生した宇出津事件について、国外移送目的誘拐罪での立件を視野に捜査を開始し、爾来一貫して、北朝鮮による拉致容疑事案の解明に真摯に取り組んできたところであります。

また、昭和63年、国会等の場において6件9名の失踪事案につき、北朝鮮による拉致の疑いがあるとの判断を公にし、それ以降随時、北朝鮮が、我が国に対し、主権侵害行為を繰り返している疑いがあることを明らかにしてきたところであります。また、これら事件に関与した被疑者についても、これを必ず検挙するとの信念の下、北朝鮮工作員や「よど号」犯人ら3名につき、逮捕状の発付を得て、国際手配等を行ってきたところであります。

こうした中、平成14年9月の日朝首脳会談においては、金正日総書記が自ら北朝鮮関係者による日本人拉致の事実を認めるとともに、北朝鮮側から、警察が拉致と判断していた8件11名中の10名を含む9件13名の拉致被害者について安否が伝えられ、うち5名が無事帰国を遂げているところであります。

日朝首脳会談を踏まえ、警察は、平成14年10月、拉致容疑事案を10件15名とするとともに、それ以外にも、拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、引き続き、所要の捜査や調査を進めてきたところであります。

一方、日朝国交正常化に向けた北朝鮮との外交交渉において、拉致容疑事案の全面解決が大きな課題となっていることなどを背景に、事案の全容解明に向け、警察の捜査に対する国民の期待が非常に高まっているところであります。

巷間「拉致の可能性」が指摘される失踪者に関する様々な情報が大きく報じられ、また、警察においても、「北朝鮮による拉致ではないか」とする数多くの届け出や相談を受理しているほか、関係者より国外移送目的誘拐等の罪名で告発等がなされる事案もでてきており

ます。先日も、全国警察に対して、告発が一斉になされたのはご案内のとおりであります。

関係都道府県警察においては、この問題について、かねてより真摯な取り組みがなされてきたところではありますが、こうした諸情勢を踏まえ、この際、捜査をはじめとする警察活動を推進する上で、特にご留意いただきたい数点について申し述べます。

第1に、既に申し上げましたように、拉致容疑事案は、国の法益に係り、又は国際関係に影響を及ぼす等国の公安を害する犯罪であります。したがって、関係都道府県警察におかれましては、当該事件の捜査の節目節目において、警察庁と緊密に連携を図っていただきたいのであります。警察庁としても、責任をもって適切な捜査の調整に当たりたいと考えております。

第2に、関係都道府県警察相互においても、これまでの捜査を通じて得た知見や情報を共有し、捜査に反映させるなど、これまで以上に連携を緊密にして、事案の究明に当たっていただきたいのであります。特に、今後の捜査において新たに得られた情報や証拠については、これまで関係都道府県警察において蓄積された各種情報と綿密に照合したり、新たな観点から突合したりするなど、過去の捜査における成果を最大限に活かす工夫をしていただきたいのであります。

第3に、事案の全容解明へ向けた捜査を推進するに当たっては、外事警察のみならず、関係他部門とも緊密に連携の上、警察の総合力を発揮していただきたいのであります。

例えば、捜査活動により収集される証拠については、事実を客観的に明らかにするため、多角的な観点からの鑑識、鑑定、解析等が求められるものとみられ、科学捜査部門と連携した対応が極めて重要となるところであります。

また、拉致容疑事案の全容解明のためには、数多くの失踪者について、あらゆる可能性を視野に入れつつ、一方であらゆる予断を排して的確に捜査や調査を進めていく必要がありますが、こうした観点からは、家出人発見業務の担当部門をはじめとする他部門との緊密な連携が不可欠であります。

本日の会議において、外事部門のほかに、庁内各局部の幹部からの指示を併せて行うこととした所以は、正にこうした点にあります。

第4に、警察に対して、「北朝鮮による拉致ではないか」として、全国で多数の告発等がなされているところではありますが、その受理にあたっては、適正な取り扱いに心がけるとともに、着実に捜査を遂行するよう努めていただきたいのであります。

また、捜査に当たっては、ご家族や関係者に捜査の経過を連絡するなど捜査機関としての説明責任を果たすことをはじめ、これらの方々の心情に十分に配慮して捜査を勧めることが肝要であり、犯罪被害者対策担当部門における知見を参考とするなど、適切な対応に

努めていただきたいのであります。

最後になりますが、先の日朝実務者協議においては安否不明の10名の消息につき目立った進展がみられなかったばかりか、北朝鮮は、欧州経由で邦人を拉致したとして、警察が逮捕状を得て国際手配をしている「よど号」犯人についてすらその関与を否定したことなどから、拉致容疑事案の全容解明に関し、警察に寄せられる国民の期待は、これまでになく高まっております。反面、万が一我々がこうした期待に十分に答えることができなければ、これまで地を這う思いで営々と継続してきた捜査をはじめとする各種警察活動はもとより、警察の鼎の軽重すらも問われかねない状況にあることを肝に銘ずべきであります。捜査担当課長の皆様が、本日の会議を踏まえ、更に力強く捜査を推進されますことを心より祈念いたしまして、私からの訓示とさせていただきます。